

「地域包括ケアシステム」の定義 (厚労省)

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制

地域包括ケアシステムとは (広島県)

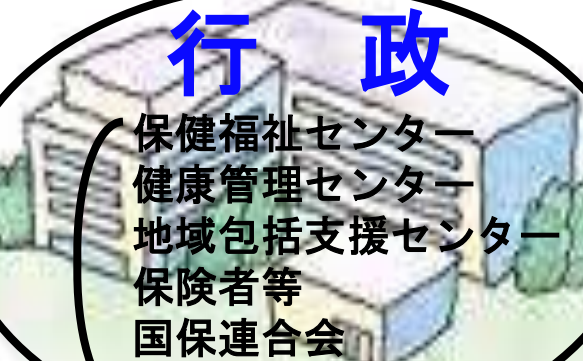
地域包括ケアシステムとは、高齢者などの生活上の安心、健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが、サービス利用者の選択に基づき、日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できる体制をもつシステムと考えている。

地域包括ケアシステムのネットワーク

— 地域連携システム、点から線へ、線から面へ —

利用者

行政



- 保健福祉センター
- 健康管理センター
- 地域包括支援センター
- 保険者等
- 国保連合会
- 保険者協議会

住民



- ボランティア
- 保健福祉推進員
- 保健補導員
- 民生委員
- 企業・NPO

専門職

(保健・医療・介護・福祉)

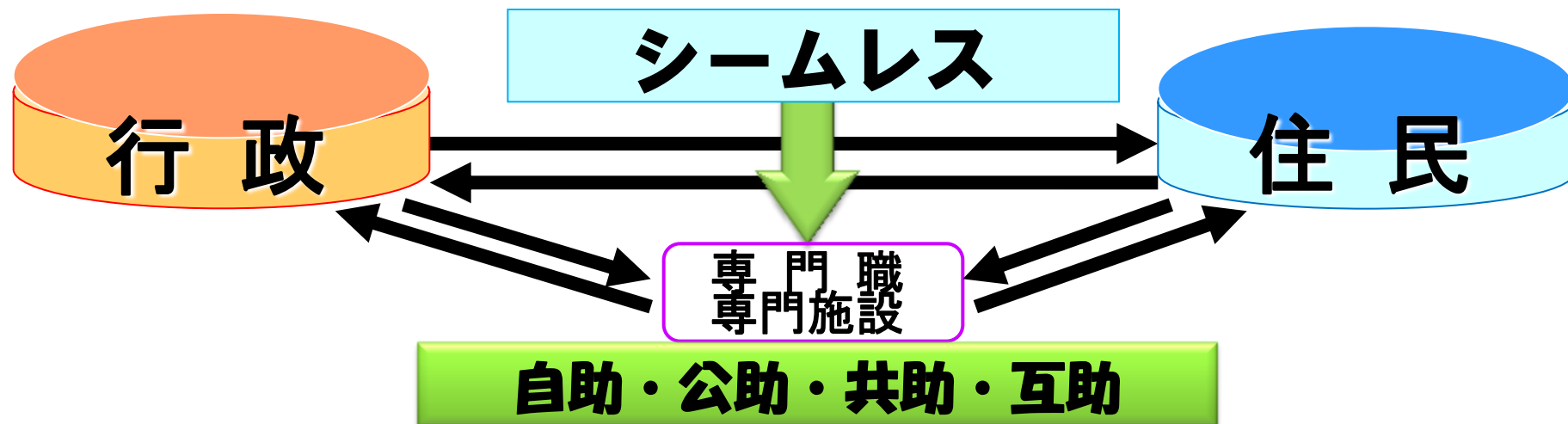
〔施設、相互連携〕



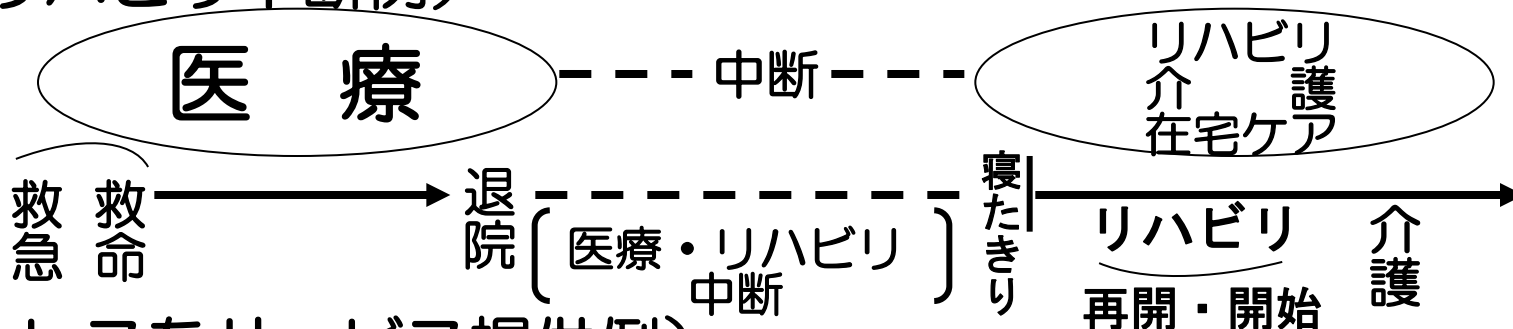
「線」の連携

「面」の連携

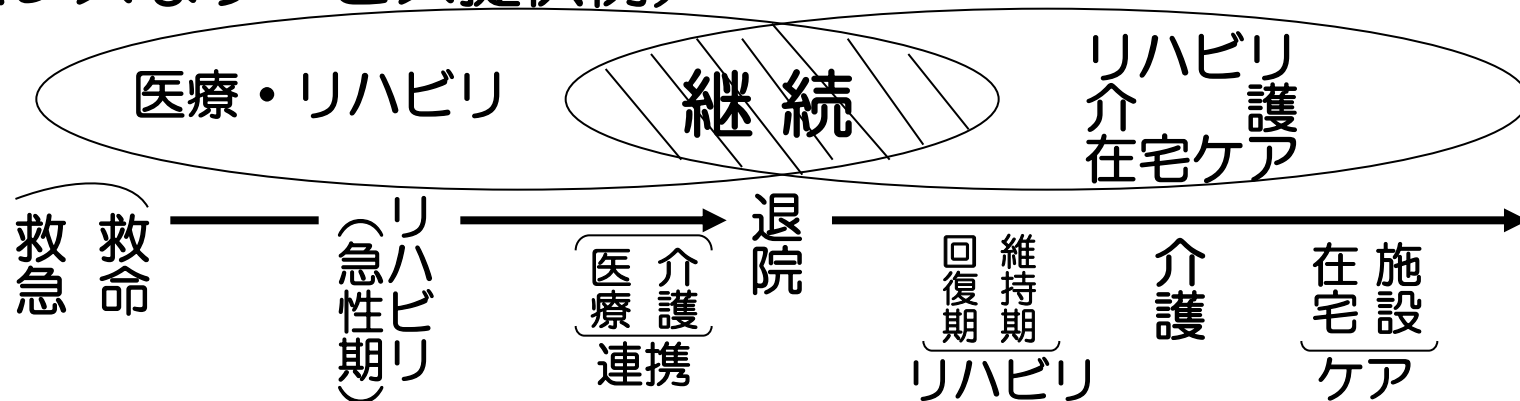
シームレスな医療・介護連携



(医療・リハビリ中断例)



(シームレスなサービス提供例)

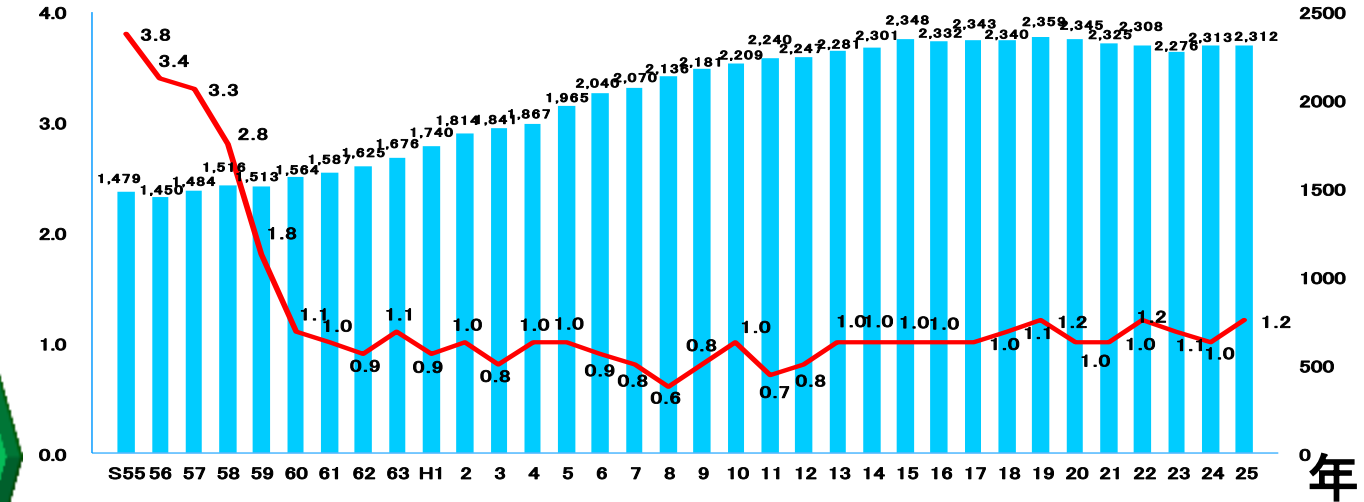


地域包括ケアシステム構築の手法

- 農村型（中山間地域型）
- 島嶼・沿岸型
- 都市型
- 大都市型
- 団地型
- その地域に見合ったシステムを構築

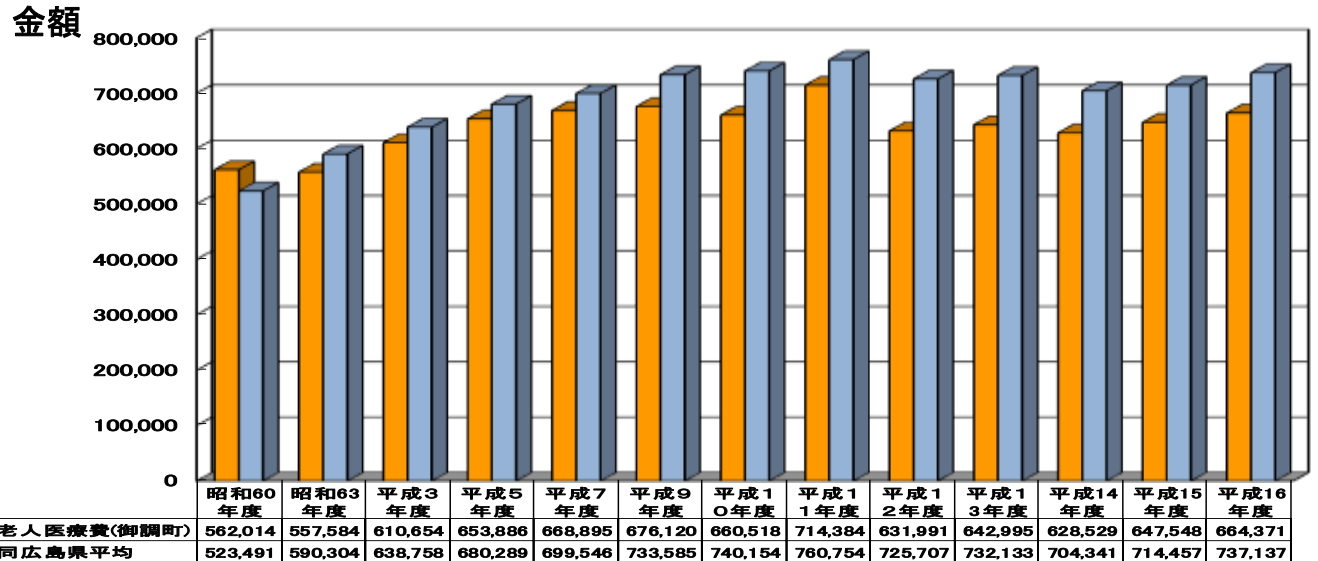
地域包括ケアシステムの成果

在宅寝たきり老人の割合



寝たきりの減
医療費伸び率の鈍化
経済効果
地域(まち)の活性化
(まちづくり)

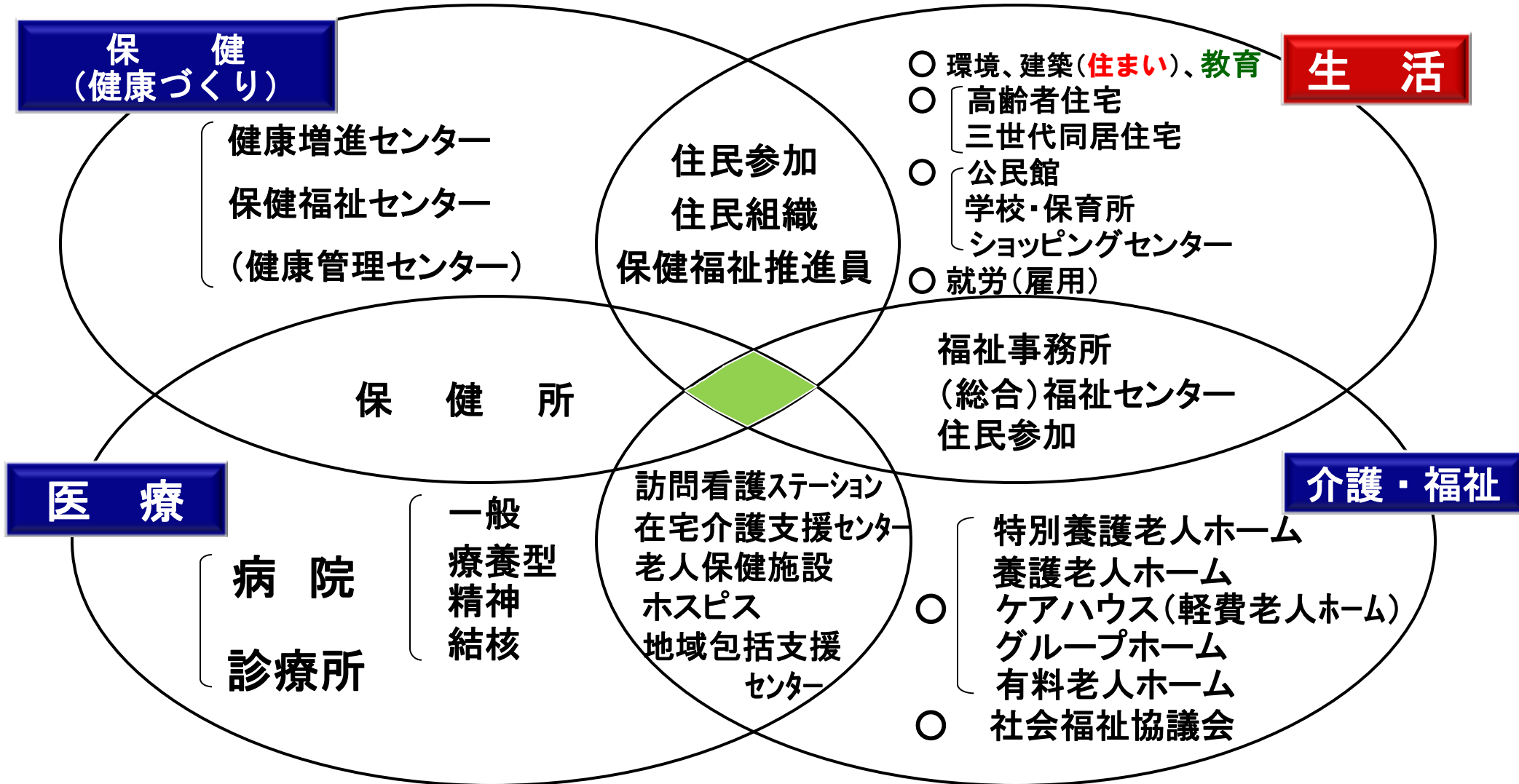
御調町一人あたり(国保)老人医療費(公立みつぎ総合病院)



長寿社会における“まちづくり”

(地域包括ケアシステムのイメージ)

保健・医療・介護・福祉と生活の連携



地域包括ケアシステムのイメージ

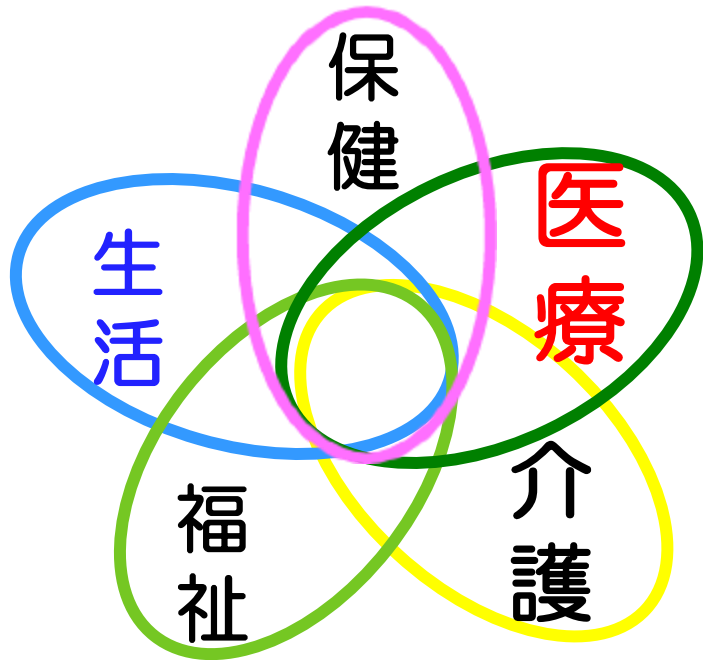
〔介護を切り口として〕

(地域包括ケアの5つの視点による取組み)

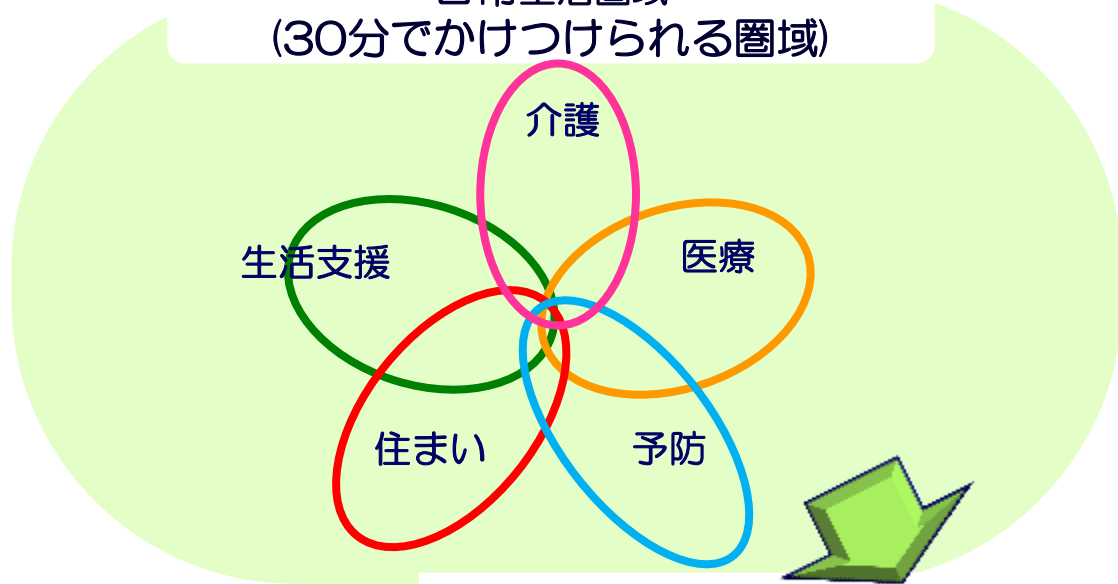
日常生活圏域

(30分でかけつけられる圏域)

〔医療を切り口として〕



(山口 昇)



地域包括ケアシステムとは

最近の概念図



(厚労省)

地域包括ケアシステムの課題

- 「人」と「金」
- 縦割りの歪（壁）
- シームレスなサービス提供
（医療と介護、施設ケアと在宅ケアの連携）
- 首長と住民の理解と協力
- 専門職の認識
 - 地域包括ケアの概念の理解
 - 「人」をみる医療・介護・福祉
 - 「生活」の視点が重要
 - 「連携」多職種連携、医療介護連携、
「面」の連携の重要性

望ましい病院(診療所)機能

診療機能 I (ハード)

〔施設・設備
患者にやさしいハード〕

診療機能 III

(学術性、診療の質)

患者サービス

〔食事、療養環境
アメニティの向上〕

地域のニーズに 応える機能

診療機能 II (ソフト)

理念

マンパワー

チーム医療、

インフォームド・コンセント

医療の安全性

病診間・病病間連携

リハビリテーション、緩和ケア

運営管理

経営管理 → 人事考課

オーダーリングシステム

電子カルテ

レセプト電算化

その他IT化(情報の共有化、
費用対効果)

保健福祉総合施設(総合保健施設)

在宅ケア、医療介護連携

包括医療、介護保険への対応

地域包括ケアシステムの構築

地域連携室の役割

点から線へ、線から面へ

地域リハビリテーション、在宅緩和ケア

(回復期リハビリテーション)病棟

※ 問題点は「人」と「金」

新たな病院機能評価の概要（変遷）

平成25年（2013年）4月より、「機能種別版評価項目（3rdG:Ver.1.0）」を運用



特 徴

更なる医療の質の向上のため、評価項目だけでなく評価手法を含めた抜本的な改定を実施した。

＜3rdG:Ver.1.0の主な特徴＞

- 病院の特性に応じた機能種別の選択
- 評価内容の重点化
- プロセス重視の審査
- 継続的な質改善活動の支援
- 付加機能評価（リハビリテーション機能（回復期））の改定

地域医療が必修科目となった

意義とその背景(新医師臨床研修制度)

- 医療の動向 —

| | |
|---|----------------------------|
| [| CureとCare |
| | Hospital Care、からHome Careへ |
- 社会の変容と医学・医療技術の進歩
- 専門化・細分化の歪
- 地域包括医療の意義
- **医療と介護の総合的提供**
 - 介護保険制度の創設
- **プライマリ・ケア**の重視
- 専門化と総合性(包括医療) → 総合診療専門医の誕生
- 特定の医療現場の経験
 - 在宅医療、へき地・離島診療所、中小病院、診療所
- **医療介護総合確保推進法の成立**
- 国民のニーズに応える医療とは

医療は変わる

社会保障と税の一体改革

社会保障制度改革国民会議

医療介護総合確保推進法

第6次医療法改正

医療提供体制の改正

医療計画（医療ビジョン）と介護保険事業計画の整合性

- 専門医と総合診療医（総合診療専門医の誕生）
→ 日本専門医機構で基準等検討（H.26）
- 「地域包括ケアシステムの構築に資する在宅医療の推進」（社保審医療部会）（H.25）

地域包括ケアシステムと病院運営

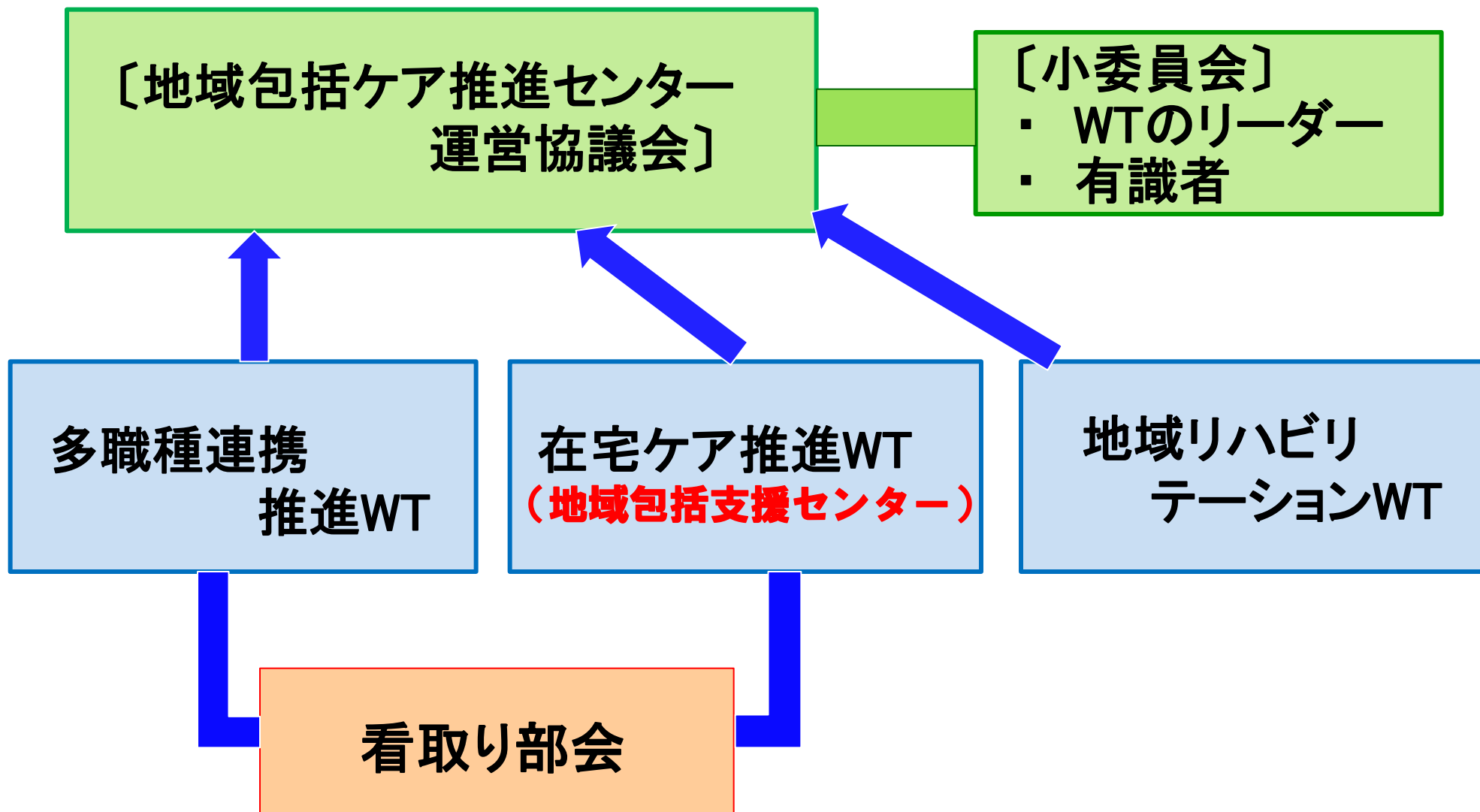
(公立みつぎ総合病院)

- 患者のニーズに応える — 信頼度が高まる
- シームレスなサービス提供
- 状態像に応じたサービスを提供
- スムーズな医療・介護連携
(多職種連携、ケアマネの活用)
- 急性期から回復期、施設ケア、在宅医療まで、必要な時に適切なサービス提供が可能で、ロスがない
- 診療報酬上も相互にカバー
- 当院では介護保険が医業収益の約1/4を占めている
- 地域包括ケア病棟の新設
- 包括ケアを各部門毎にみると不採算部門があるが、トータルで見れば採算ペースにのっている

広島県における地域包括ケア推進センターの設置

- 広島県の1つの組織として新設
- 全国にも殆んど前例がない
 - 知事の大英断
 - 県の役割と責任を明確にしたもの
- これらは高齢者保健福祉・介護だけでなく、医療面でも地域医療再生計画の一環として地域包括ケア（推進）の必要性を示したもの
- 地域包括ケアシステム構築の手法はその地域毎にそれぞれ異なってしかるべき
 - 県内125の日常生活圏域にそれぞれ125通りのシステムを構築
- これによって県民は老後安心して住みなれた地域で生活出来る
- 今後は広島から全国に発信していく

広島県地域包括ケア推進センター



「広島県地域包括ケア推進センター」の取組み(まとめ)

- ①チームケアの推進
- ②医療介護人材の育成を推進
- ③地域リハビリテーション体制の構築
- ④地域包括支援センターの機能強化
- ⑤専門相談の実施
- ⑥市町・地域包括支援センターの評価(アセスメント・指標の決定)
- ⑦モデル事業の実施(5類型化)
 - ・チームケア推進モデル事業
 - ・多職種連携推進研修会(個別研修会)
 - ・地域リハビリテーション推進モデル事業
 - ・地域包括ケア推進研修事業(専門外知識取得)
 - ・地域包括ケアシステム構築の類型化とそれに伴うモデル事業

ケアマネマイスター広島の誕生

○ケアマネジャーのスーパーバイザー的存在

○広島県知事認定

(平成24年度より選考試験を経て誕生)

○広島県地域包括ケア推進センターや高齢者対策
推進等の関連各種会議に出席

○市町等の要請に応じ、アドバイザーとして出席

○自らの連絡会議、研修会等を開催

○県下の地域包括ケアに関するモデル事業等に参加

○県下のケアマネジャーの研修会等に講師として出席

○毎年5名程度誕生予定

(平成24年度4名、25年度3名、現在計7名)

地域包括ケアシステムのキーワード

1) 連携

医療介護連携（シームレス） → 総合確保（一体化）
多職種連携
行政、住民を含めた「面」の連携

2) 在宅

- Hospital Care から Home Care へ
⇒ 施設ケアと在宅ケアの連携、住まい
- 在宅（医療）ケア（多職種連携による支援）、
リハビリテーション
- 地域包括支援センターの機能強化（拠点）

3) 地域

- Community based（住民参加）
- 生活支援、見守り
- 地域包括ケアシステム構築は
⇒ 地域（まち）づくりにつながる
⇒ 地域ぐるみのシステム

4) ハードとソフト

医療・介護に支えられた 地域包括ケアシステム



医療・介護

QOLとQOD

- いかにかに生きるか → QOL
(生き方)
 - いかにかに死ぬか → QOD
(死に場所、死に方) (Good Death)
 - Good Death も
- 地域包括ケアシステムの一環**
- 緩和ケア病棟、在宅緩和ケアも同様

おわりに

- 1) 超高齢社会をクリアするためには
地域包括ケアシステムの構築が不可欠
- 2) キーワード:
① 連携 ② 在宅 ③ 地域
- 3) 「地域包括ケアシステム」は
地域(まち)づくりそのもの
- 4) 生活、人生の質 (QOL、QOD)
- 5) 市町村の役割責任と県の役割
- 6) 医療も変わる
→ 「人」をみる医療・介護
→ 総合診療専門医の誕生
(日本専門医機構の設置)
→ 地域医療介護総合確保推進法